

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～運転開始の合図者等を定めなかった疑い～

豊田労働基準監督署（署長 石川 真一）は、令和8年1月14日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁岡崎支部に書類送検した。

記

1. 被疑者

(1) アイシン高丘株式会社ほか1名

(本店所在地：愛知県豊田市高丘新町 事業内容：鋳鉄及び鋳鋼製品の製造業)

2. 被疑条文

(1) アイシン高丘株式会社ほか1名（以下、「被疑者」という。）

労働安全衛生法第20条第1項（事業者の講ずべき措置）

労働安全衛生規則第104条第1項（運転開始の合図）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3. 災害の概要

令和7年7月9日、愛知県豊田市高丘新町の本社工場において、被疑者の雇用する男性労働者（48歳）がベルトコンベヤーに巻き込まれて負傷する災害が発生した。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図をする者を指名しなければならない旨規定されているが、被疑者は、ベルトコンベヤーの運転を開始するにあたり、一定の合図及び合図者を定めなかった疑いがあるもの。

5. 関係法条文

労働安全衛生法

（事業者の講ずべき措置）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
(以下、略)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略) 、第二十条から第二十五条まで、(略) の規定に違反した者
- 一 (略) 第三十二条第一項から第六項まで (略) の規定に違反した者

第一百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(運転開始の合図)

第一〇四条 事業者は、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係労働者に対し合図を行なわせなければならない。